

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 水産庁 水産経営課）

|       |  |                                     |                          |
|-------|--|-------------------------------------|--------------------------|
| 項目名   | 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置<br>（③漁業信用基金協会）  |                                     |                          |
| 税目    | 登録免許税（措法78②三）  |                                     |                          |
| 要望の内容 | 漁業信用基金協会が行う債務保証業務に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の税率の軽減措置（本則4/1000→特例1.5/1000）の適用期限の2年間延長（令和7年3月31日まで）。 |                                     |                          |
|       |  | 平年度の減収見込額<br>（制度自体の減収額）<br>（改正増減収額） | －百万円<br>（－百万円）<br>（－百万円） |

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>漁業信用基金協会は、信用力の脆弱な中小漁業者等の信用力を補完し、漁業近代化資金その他漁業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、漁業の生産性向上及び経営改善を図ることを目的としている。</p> <p>この目的を達成するためには、登録免許税の軽減措置を講ずることにより、中小漁業者等の負担を軽減しながら資金の円滑な融通を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>水産基本計画（令和4年3月閣議決定）、水産政策の改革（平成30年6月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年12月公布、令和2年12月施行）による水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を金融面から支援するため、経営改善に取り組む漁業者等への必要な資金の融通に関する措置を講じることが重要な政策手段である。</p> <p>「資金の円滑な融通」を図るには、公的な保証機関である漁業信用基金協会が信用力の脆弱な中小漁業者等の保証を引き受けることにより信用力を補完することが必要であり、併せて漁業信用基金協会が担保設定を行うに当たっての登録免許税の軽減措置を講じることにより、中小漁業者等の融資時の負担を軽減することが必要であることから、引き続き本軽減措置を継続していく必要がある。</p> |  |
|                   | 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項  | 合理性  |
|                   |   | <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>   |
|                   |   | <p>政策の達成目標</p> <p>中小漁業者等の信用を補完する信用保証制度の性格上、数値目標はなじまないが、近年の保証引受実績を目安として信用保証を実施することにより、水産基本計画の実現に向け着実に施策を展開する。</p> |
|                   |   | <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>令和7年3月31日まで（2年間）</p>   |
|                   |   | <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>政策の達成目標と同じ。</p>  |

|      | 政策目標の達成状況              | <p>中小漁業者等の信用を補完する信用保証制度の性格上、数値目標はなじまないが、信用保証の引受実績は以下のとおり。</p> <p>漁業信用基金協会の信用保証の引受実績 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証実績</td> <td>697</td> <td>789</td> <td>762</td> <td>947</td> <td>701</td> </tr> </tbody> </table> |      | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | 保証実績 | 697 | 789 | 762 | 947 | 701 |
|------|------------------------|--|------|-------|-------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
|      | H29年度                  | H30年度  | R元年度 | R2年度  | R3年度  |      |      |      |      |     |     |     |     |     |
| 保証実績 | 697                    | 789  | 762  | 947   | 701   |      |      |      |      |     |     |     |     |     |
| 有効性  | 要望の措置の適用見込み            | <p>令和5年度適用事業者数(見込) : 26件</p> <p>令和5年度適用減税額(見込) : 319万円</p>   |      |       |       |      |      |      |      |     |     |     |     |     |
|      | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | <p>中小漁業者等の信用を補完する信用保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により漁業者の資金融通の円滑化が図られ、漁業経営の改善に貢献している。</p>   |      |       |       |      |      |      |      |     |     |     |     |     |
| 相当性  | 当該要望項目以外の税制上の措置        | なし。  |      |       |       |      |      |      |      |     |     |     |     |     |
|      | 予算上の措置等の要求内容及び金額       | <p>水産金融総合対策事業のうち漁業者保証円滑化対策事業のうち漁業経営改善保証円滑化事業</p> <p>【令和4年度予算額：365百万円】</p> <p>経営改善漁業者等が借り入れる漁業近代化資金等について、漁業信用基金協会の保証に要する保証料負担を経営改善計画の期間(5年間)軽減することで、経営改善漁業者等の一層の漁業経営の改善の取り組みを支援する。</p>  |      |       |       |      |      |      |      |     |     |     |     |     |
|      | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係    | <p>登録免許税の軽減措置と上記保証料助成事業をセットで利用することで、経営改善漁業者等が設備投資する際の初期負担を軽減する。</p>  |      |       |       |      |      |      |      |     |     |     |     |     |
|      | 要望の措置の妥当性              | <p>漁業信用基金協会は、信用力の脆弱な中小漁業者等の信用力を補完し、漁業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、漁業の生産性の向上及び経営の改善に資することを目的として設立された法人であり、公的保証機関として位置づけられている。</p> <p>本軽減措置は漁業信用基金協会が、信用力の脆弱な中小漁業者等に対し信用保証を行う際、担保設定の負担を軽減し、資金融通を円滑にするという目的で創設されたものであり、本軽減措置を講じることにより、中小漁業者等の資金融通の円滑化を図り、経営改善等を推進するものであるため、政策目的にも合致している。</p>  |      |       |       |      |      |      |      |     |     |     |     |     |

|                            |  |  |        |        |                 |
|----------------------------|--|--|--------|--------|-----------------|
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績                            | 当該特例措置の適用実績 (単位：件、百万円)   |        |        |                 |
|                            |  |  | R 元年度  | R 2 年度 | R 3 年度          |
|                            |  | 対象者数   | 6, 318 | 7, 358 | 5, 141 (6, 544) |
|                            |  | 適用事業者数   | 6      | 8      | 16 (10)         |
|                            |  | 減税額  | 6      | 2      | 6 (2)           |
|                            | (本措置は、中小漁業者等を対象とするものであり、特定の者に偏ってはいない。) |  |        |        |                 |
|                            | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果                     | —  |        |        |                 |
|                            | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)              | 中小漁業者等の信用を補完する信用保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により漁業者の資金融通の円滑化が図られ、漁業経営の改善に貢献をしている。                                 |        |        |                 |
|                            | 前回要望時の達成目標                             | 本要望の性格上、達成目標は示していない。   |        |        |                 |
|                            | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由            | 本要望の性格上、達成目標は示していない。   |        |        |                 |
|                            | これまでの要望経緯                              | 昭和 48 年度に創設、以降 2 年ごとに適用期限を延長してきた。平成 23 年度に軽減税率を 1,000 分の 1.5 (従来：1,000 分の 1) に引き上げた上、適用期限を 2 年毎に延長 (令和 5 年 3 月 31 日まで) している。 |        |        |                 |